明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報
（号外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告示〕

○銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準等の一部を改正する件（**金融庁**六）　一

○最終指定親会社及びその子法人等の保有する資産等に照らし当該最終指定親会社及びその子法人等の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準を定める件及び最終指定親会社及びその子法人等の保有する資産等に照らし当該最終指定親会社及びその子法人等の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準を定める件の一部を改正する件（**同**七）　三

○株式会社商工組合中央金庫法第二十三条第一項の規定に基づき、株式会社商工組合中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準の一部を改正する件
（**金融庁・財務・経済産業**一）　五

○労働金庫法第九十四条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、労働金庫及び労働金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の一部を改正する件
（**金融庁・厚生労働**一）　七

○農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準等の一部を改正する件（**金融庁・農林水産**一）　九

○東日本大震災に対処するための漁業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準の特例を廃止する件（**同**二）　一三

告示

○金融庁告示第六号

銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第十四条の二等の規定に基づき、銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年金融庁告示第十九号）等の一部を次のように改正する。

平成二十五年三月八日

金融庁長官　畑中龍太郎

（銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の一部改正）

第一条　銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の一部を次のように改正する。

目次中「第百七十八条の三」を「第百七十八条の五」に、「第三節　先進的リスク測定方式（第二百七十条の四・第二百七十条の五）」を「第三節　先進的リスク測定方式（第二百七十条の四・第二百七十条の五の二）　第四節　簡便的リスク測定方式（第二百七十条の五）」に、「第十章　オペレーショナル・リスク（第三百三条―第三百二十条）」を「第十章　オペレーショナル・リスク（第三百三条―第三百二十条）　第十一節　特定項目のうち調整項目に算入されない部分等に係る特例（第三百二条の十四）」に改める。

第一条第九号ロ中「又は基本的項目」を「（次条第二号又は第十四条第二号の算式におけるＴｉｅｒ１資本の額をいう。）又はコア資本に係る基礎項目の額（第二十五条又は第三十七条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額をいう。）」に改め、同条第十二号の次に次の一号を加える。

十二の二　内部モデル方式採用行　マーケット・リスク相当額の算出において第二百七十二条の承認を受けて内部モデル方式を使用する銀行をいう。

第三条第一項中「第三十一条第一項」を「第二十九条第六項第一号ロ」に改め、同条第二項中「第三十一条第一項第二号ハ」を「第二十八条第二項第一号イ(1)」に改める。

第五条第二項第一号イ(1)中「連結子会社をいう。以下この(1)」の下に「及び第二十八条第二項第一号イ(1)を加え、「同条」を「連結財務諸表規則第二条」に改め、「第九条第一項」の下に「、第二十八条第二項第一号イ(1)」を、「ものをいう」の下に「。第二十八条第二項第一号イ(1)において同じ」を加え、同号ト中「前払年金費用」を「退職給付に係る資産」に改める。

第七条第一項第六号イ中「第十九条、第二十九条及び第四十一条」を「第十九条第一項第五号イ、第二十八条第一項第五号イ及び第四十条第一項第三号イ」に、「第百五十二条第二号」を「第百五十二条第一号ロ」に改め、同号ロ中「第百五十二条第一号」を「第百五十二条第一号イ」に改める。

第八条第一項第一号中「金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）を含む」を「金融商品取引法第四十六条の六に定める自己資本規制比率を含む。第二十九条第一項、第六十四条及び第百五十四条の二第二項第三号イにおいて同じ」に改め、同条第四項第一号中「自己株式をいう」の下に「。第二十九条第二項において同じ」を加え、同条第六項第一号中「（普通株式（」を「（資本調達手段のうち、普通株式に相当するもの（」に、「該当」を「相当」に、「資本調達手段（規制金融機関の資本調達手段にあっては、当該規制金融機関に適用される経営の健全性を判断するための基準又はこれと類似の基準において第二条第三号の算式における総自己資本の額に相当するものを構成するものに限る。）をいう」を「資本調達手段をいう。第二十九条第五項において同じ」に、「その他Ｔｉｅｒ１資本調達手段又はＴｉｅｒ２資本調達手段をいう。以下この条及び第十条第二項第一号ヘ」を「その他Ｔｉｅｒ１資本調達手段に相当するもの又はＴｉｅｒ２資本調達